

懸場帳について

— 近世富山売薬業の帳簿序説 —

植 村 元 覚

一 懸場および懸場帳の概念

富山売薬商人は旅先の行商圏に一定期日を予定して年に一回あるいは二回にわたって行商するたてまえである。その旅先の売薬を配置する得意先の分布する地域的集団、あるいはその地域を総称して「反魂丹場所」^①または単に「場所」^②と称した。反魂丹場所という語については、富山売薬業は本来的には、反魂丹を中心にした多方薬の製造と行商を成立の基本にしたこと、そしてその商人は「反魂丹売り」と称せられたこと、また富山藩のこれに対する統制機関も「反魂丹役所」の名称がつけられたことに関連して、その行商地域についても同様の名称をもって呼ぶ慣習が成立したものと推察される。

反魂丹場所は、行商圏に当る旅先藩では、富山の売薬商人が領内の入国を許されて営業をなすのであるから、「御免場所」である場合には、営業権が存在することになるので、商人にとってその経営の「場所」したがって経営そのものがより一層安定することになる。御免場所——たとえば薩摩、肥前、肥後、豊前、筑前、筑後や壱岐、対馬、紀伊、淡路、また石見、土佐、それに越前、越後や東北の諸藩に多くみられた——であっても、しばしばその領

懸場帳について（植村）

主的商品経済の立場から差留を受けた場合、そしてその徹底に苦心しなければならぬところや、場所の「御免」を得ない領域の場合、また他国商人との対立の激しい地域、あるいは基本的にはそこにおける購買力の大小の地域的相違などによってその場所のありかたは、重大な経営的関心事であった。

「場所」はこのように地域的差違をもつのであるが、その内部の構成因子である個々の得意先は「懸得意」、または「懸方」ともよばれた。業者のあいだにこれをもとにした用語例があり、支障のある得意のことを「障り懸」といい、たとえば重畳などによる「得意に相障り候」ものを指した。また新たに得意先をつくることを「新懸する」といった。これまで得意のある部落などで新たにそのなかにわりこんで新配置をすることを「狭懸」といい、仲間示談書でこれらはしばしば禁止された。「懸場」は、以上の意味から推察されるように、業の配置してある「懸得意」の「場所」のことである。懸得意の地域的集団をさすものであり、商人の「懸廻り」する地域に当る。売業商人の懸という言葉については、この地方では次のような文政、天保頃の奥中国組・伯向寄別示談からその意味が示されている。

懸廻り并銭取杯に是迄彼表之人相頼、為相廻候心得違之人在之段粗聞江、甚心得違之至に候、第一彼御国より被仰渡之御趣意相背候相済不申候。……畢竟是等より商業相願、人々指障に成候其例、近来諸方に在之候……。

右の「懸廻り」は一般的にはたんなる売掛金の集金のように受けられ易い。けれども仲間示談法の趣旨は行商人が旅先の行商圏内の住民を雇うことを禁じ、もしこれに違反すれば彼らを見習って営業を出願するようになることを恐れたのであった。このことからして懸廻りはむしろ得意先廻りを指すものであり、この故にこそ別にこの「銭取」を共に掲げて「懸廻り并銭取……」と規定したのである。得意先を廻って、使用されたいくつかの種類の売業とその金額を調べて売上高を計算し、集金をなすのであった。そしてまた新たに売業を配置し、次の行商の折に同じ過程をくりかえすのである。

「懸場」というのは、商人にとってこのような意味をもつ場所のことと解せられた。これを帳簿化したものが懸場帳である。それは一定地域に分布する得意先の位置、氏名、配置して預けておいた薬や取揚高を記載した帳簿である。

懸場帳は懸場が反魂丹場所と称せられたと同様に、「反魂丹掛帳面」または「場所帳面」と称せられた。懸は掛ともかかれる。掛帳といっても商人が取引関係を明瞭にするために任意に作製する売掛帳簿のことを示すのみでなくて特定の行商地域である懸場における得意先関係、得意先に配置した薬品とその消費した薬の代金を記入したものであって売業者は営業する限り、その「場所」である売薬懸場をもち、そして売薬懸場帳を作成する慣習である。懸場帳をもつことよって営業者と認められ、懸場帳のない売業者は存在しえない。商人は懸場にあたる地域で行商してゆく順序にしたがって各得意先ごとに口座を設けてその位置、配置薬の種類、数量とその年々の消費の傾向と集金の事情をすべて懸場帳に記入する。それは大福帳の様式に記帳される。換言すれば (1) 得意先の住所、氏名 (はじめ得意先になった年月日を入れることがある) (2) 訪問の年月日、預け容器の種類 (袋、箱、函、状差し等)、(3) 配置品名とその数量 (4) 前回の消費量と売上金額 (5) 集金高 (内金、値引があればその事情を加える) (6) その他備考として得意先についての注意事項などをその訪問した得意先で記入する。(行商人たちの服装は薬と共にこの帳簿を柳行李に入れて大きな黒い風呂敷に包んで毎日行商するのが最近まで行われてきた。) 得意先には預け袋やその他の容器に、配置した薬品名とその数量を年月日と共に記入して預けておく。

商人は次の行商には得意先をその記載の順序に従って行商する。懸場帳は大福帳の記帳であるが、定住商人に一般的なものとは異なり大きさは持参に適するように比較的小さなまた厚くならないほどの小型のものに制限される。百軒内外をもつて一冊をなすのが普通であった。その地理的分布は一町村に集積するとは限らず、十数ヶ村に及ぶこと

がしばしばであった。帳主である経営者は若干のこの帳簿を携えて国元から行商圏に参り——売棄の荷物は陸上、あるいは水上の交通便によつた——その圏内の宿泊地から毎日各行商人はそれぞれ一冊をもつて行商した。富山の商人の場合は、近江商人と同様に遠隔地の距離の克服という形態をもつ商業であり、家郷と旅先とを結ぶ會計的技術が発達すべき素地があつたと考えられる。近江商人においては家郷と出店とを結ぶ本支店集中會計報告制度はたとい家毎に別々であつたとしても、その中でも豪商中井家のように、十数の支店と本店間の統制法、さらにその業種の多様性についての本家の支店の會計監査法などからして既に複式簿記がみられた。しかし富山の場合には、自ら行商形態を継続したため、家郷は留守地となり、本店と出店との關係にまで発展しなかつただけに近江商人のような簿記実践の展開にまで進まず、定住商人にみられたのと類似した大福帳でしかなかつた。けれども懸場帳はこの行商を確実にし、その會計的基盤をなすものとして、次にのべるように慣習的に特殊な意味と機能を商人の間で果してきた。

註① 史料集 六一頁および一六〇六頁。

② 同 七二頁および一一頁、売棄商人の「場所名前」とに旅先で本名と別に用いる名前であつた。近畿に行商した越中射水郡下村の柳瀬屋九郎兵衛は場所名前は三松屋慶助と称した。(史料集一九三五頁)なお彼らの所屬していた仲間組である散組のそれについては業者のすべてについて場所名前が知られる。(拙著「行商圏と領域経済」、附録史料参照三六一—三三八頁)

③ 天保七申年、安芸向寄示談帳。史料集一九八頁。

④ 安政五年年、越後組仲間示談定書。同二六八頁。

⑤ 安政五年、売棄縮方よりの諸心得。(滑川町誌下卷一五二頁)

⑥ 文政天保頃の奥中国組因伯向寄別示談挾懸は「はさめ」とも称せられた。同一七六頁。および天保七年安芸向寄示談帳、一九八頁。

⑦ 史料集 一七四頁。

- ⑧ 例えは寛政四年の越後国頸城郡などの場所売買について「永代売渡し申反魂丹掛帳面之事」とある。(史料集一六〇一頁)
- ⑨ 史料集 一六〇五頁。
- ⑩ 例えは文政元年能州場所について「反魂丹懸帳面」とある(史料集一六一一頁)
- ⑪ 小倉栄一郎「江州中井家の決算報告法について」(彦根論叢第三七号)

二 懸場帳の実態

懸場帳は、以上のようにして売業の年々の経営を帳簿化したものである。

商人たちのあいだの懸場帳に対する意義は次のような「明治三年午五月、正銘心之覚、御拝借金証文留帳、越後組当番久次郎・富之助・宗兵衛」のなかに要領よく表現されている。^④

御国に者他之商売も数多御座候得共、売業場所帳面は御産物專一之品に御座候。往古より近年迄所持人得勝手を譲渡と申もの老人に而も御座候得は、仲間共は勿論他之者承り時々刻々を争ひ懇望之もの出来譲受申候故、是迄は如金石に思ひ仕来申候。(傍点は筆者) ……

これは懸場帳が商人のあいだに安定的な交換価値を認められ、その需要が旺盛であることを表現したものであり、そしてまた仲間に経営者と認められるためには懸場帳を不可欠としたことから必然的に派生した結果を示している。さらに明治十年頃に編集された「富山売業履歴大綱」にはこの産業の由緒をのべてそのなかにも、

……市中の人民永久相続の家産となり、婦女子の戸主にしても、此産業を所有したるに於ては、家徑連続疑なし。加之資本金の乏敷輩ら、或は荷物海難等(に)^脱権り金子至急調達の時は、懸場書入証を以て一廉の融通をなし累年全業仕来り、……

懸場帳について(植村)

とその特殊な事情を説明している。すなわち一般商取引における売掛帳または日記帳とちがって、相続、売買、質権担保、引受の対象になり、したがって単なる商業帳簿ではなくて、取引上一種の財産権を認められるということである。得意先をその帳簿の記述によって先取得権的に利用し、その配置した売葉のうち消費された部分の代金についての債権を業者の間に主張できる慣習があるのであり、懸場帳から得られる懸高からして利益を生みだす財として価値をもっていたからである。文政四年の新保村湛七の「売渡申反魂丹掛帳面添証文の事」^⑥には、

……私所持場所、能登・加賀二ヶ国懸高代銀有之儘、辰之年取場高^レ而百貫文斗りの帳面式冊……代錢四百五貫に相極売渡、代金不残ら只今請取申処……

とあり、この地方では懸場帳がその集金高を規準にして売買の対象とされてきた。懸高は集金高であって「貫高」ともいわれる取場高であって売掛金ではない。

次にこのような移動の対象となる懸場帳の一例を掲げてその実態をみよう。宝暦五年の越中富山松岡庄右衛門所持越後国の懸場帳^⑦は一七四枚からなっている。大きさは縦二一・八糎、横一六・五糎であり、表紙は「宝暦五年乙亥正月吉辰、葉掛帳」そして裏表紙には「越中富山松岡庄吉衛門、紙員在合」と記してある。その帳簿のなかには日付、得意先の住所と名前、配置葉や売上見積額、集金額などが記入されているが、次の得意先の例はそのうちもっとも一般的な場合である。

亥九月廿日

山野田村 惣大夫殿

一、八包 二五 反魂丹

一、三包 二五 痢病丸

一、二包 二五 虎胆丸

一、八包 六 風失葉

㊦(原割)

ㄨ 三百七十三文 亥ノ年九月十三日 七十五文下リ

代 四百三十六文

内 百三十六文取

又 百五十文 宿払引

残 百五十文懸リ

このような記帳が各得意先に一つの口座を設けてなされる。この帳簿を行商地域について町と村とを郡別に整理すれば、次の表のようになる。

刈羽郡 取越野ほか三村。得意先 計五戸。

山楽郡 身清村ほか五八町村(ただし町は関町、塩沢町、六日町、二日町であって、その他はすべて村)。

得意先六九戸。

前名郡 大崎村。得意先 二戸。

魚沼郡 茗荷沢村ほか四七町村(ただし町は長岡町、表三ノ町、四日町、柳原町、千手町であって他は村)。

得意先 五六戸。

この懸場帳からしられることは、行商地域は越後国山楽郡と魚沼郡が主であって、刈羽郡、前名郡にもおよんでいゝる。行商して歩いていく集落の数は一一一であり、そのうち町は長岡町など九、村は山野田村など一〇二で、村方が圧倒的に多い。得意先の数は一三二を数えた。村方に行商地域が広く分布しているのであって、しかも得意先は特定

懸場帳について(植村)

の村の中に厚く集積するのではなく、平均して各村に一軒余という風に甚だしく広く薄く分散していた。僅かに山梨郡の吉山村と魚沼郡の表三ノ町のみ得意先が三軒づつも集積するほかは、数個の町村に二軒がみられたにすぎなかった。行商期間は九月十日から十月二十六日の一ヶ月半であり、一日当りの行商軒数は三戸にしかならないが、米作の卓越する越後平野の秋の收穫期にあたるわけである。懸場帳の所有者である松岡庄右衛門については、史料的にその経営規模や経歴は明らかにできない。しかしこの帳簿から富山売薬業に多くみられた農村地区の行商の実態がよくうかがわれる。それは農村では家並み自体が町方のように連続していないのに加えて、その得意も分散し、したがってその分布の著しい分散性がむしろ特色づけられるのであって懸場としてはかならずしも有利な理想的な分布ではないようである。農村の距った得意先を労苦をいとわずに行商する肉体的消耗のうえにこの経営は形成していた。

経営内容の一端をあらわすものとして各得意先に預けておく薬の品目の銘柄数を調べてみよう。帳簿に記された得意先一三二戸に配置した薬の名称、たとえば反魂丹、痢病丸、万金丹などの薬方の数を得意先毎に整理すれば、別表の通りである。得意先に四方から五方の銘柄の売薬を配置するのが、もっとも多く、それぞれ二〇戸と二四戸をしめ次いで七方と三方を配置するのが一七戸と一五戸をしめている。またわずかに一方とか二方とかのみを配置する例も

懸場帳の内容(1)

得意に配 置した薬 の銘柄数	先 件 数
1	7
2	8
3	15
4	20
5	24
6	10
7	17
8	10
9	7
10	5
11	3
12	4
13	0
14	1
15	0
16	1

少くなく、七戸と八戸とがみられるのはその経営の内容の単純性を顕著にあらわすものといえる。同様な傾向として一〇方以上の例は甚だしく稀にしか存在しない。製品の多少をきめるのは利用者側からの疾病に対する関心や経済的考慮にもよるものとみられる。

需要の多い銘柄としては、同帳簿では一般に五包ない

懸場帳の内容(2)

得意先別の売上高	件数
200文以下	9
200文—500文未満	39
500文—1貫文未満	49
1貫文—1貫500文未満	15
1貫500文—2貫文未満	11
2貫文—2貫500文未満	5
2貫500文—3貫文未満	1
3貫文—3貫500文未満	1
3貫500文—4貫文未満	1
7貫150文	1

懸場帳について(植村)

し三包つつ預けておいた売薬名を記載している。それは全戸数のうち一〇戸についてのみ全部記入されていて他の戸数について省略されている。この十戸に預けられている売薬名を調べるとまず反魂丹は各家に必ず配置されており、次いで虎胆丸、痢病丸などであって、消化器系の薬が多い。(十戸に配置された売薬名をあげると、反魂丹十戸、虎胆丸八戸、痢病丸七戸、しらみ五戸、金丹丸三戸、万金丹二戸、神仙丹二戸、そして安神散、龍膽丸、目薬、大補湯はそれぞれ一戸である。) 家によって五方あるいは七方を配置するが、中に一方のみを記入した場合があるが、その際には反魂丹が置かれている。こうして反魂丹はもっとも主要な位置をもっていたことがここでも知られる。この商人を「反魂丹売り」と称し、またその行商圏を「反魂丹場所」と称したことも理由のないことではなかった。

また各得意先別の代金をみると、五〇〇文から一貫文未満までの件数が最も多く四九件を数え、総数の三八%をしめる。ついで二〇〇文から五〇〇文未満までの比較的小額の売上が三九件、そしてさらに二〇〇文以下が九件であって、要するに五〇〇文以下がほぼ同じく四八%をしめるのであってその零細性が顕著であることがうかがわれる。一貫文以上二貫文未満は二六件、二貫文以上はわずかに九件であり、この帳簿記載の最大の例は七貫一五〇文に達するもののみである。

懸場帳は、このように得意先の位置と名前を銘記して、その訪問した月日、配置薬の種類、品目、数量、代金、集金高を各得意先ことに記入してある。この帳簿をもとにして別の商人が行商した場合でも、同じ時期に同じ様式で訪問すれば同様な経営が持続するという期待をいだくことができる。またこれをもとにして行商の計画や仕入、製造、販売の政策が樹立される。懸場帳移動の成立基盤はここにあるとみられる。

註① 「反魂丹に関する諸事留書」

② 「富山売薬履歴大綱」史料集、三八頁。

③ 史料集、一六一四頁。

④ 同 一六七二頁。

⑤ 「宝曆五年乙亥正月吉辰、薬掛帳」、史料集、一五三五頁。

⑥ 史料集、一五三八頁。

⑦ 同 一五三五頁——一五九七頁にわたる各得意先一三三戸の記帳を整理して集計したものである。

⑧ 同 一五三五頁——一五四一頁。

三 懸場帳の移動

(1) 懸場帳の売却

懸場帳はそのままに右にのべた性格からして売買の対象とされてきた。現在においてもこの地方ではこの移動が引き続き行われていて、その移動の仲買を業とする者もいる。

懸場帳が売買される場合にその評価の基準となるものは何よりもまず取場高即ち集金高の如何が重要な因子をなすのであって必ずしも売掛金ではない。集金には預けおいたもののうち消費された部分についてのみ債権関係が発生するものとされてきている。文化四卯年百塚屋久四郎への売渡一札には「懸高軒数有之儘、丑年より卯春迄ならし都合百拾老々六百九十文、拾文に付連人附三十六文かへ、此代四百七貫六百八拾八文、……」^①とあるように、取上高に対して一〇文につき三六文半という比率をもって売買の価格を評価するようにされた。現在残っている史料のなかでは古い方に属する記録である寛政四年の富山の金屋文三郎から有沢屋和兵衛宛の売却証文についても

永代売渡し申反魂丹掛帳面之支

一長柄町三丁目大浦屋伝次郎方より買添場所、四歩、越後国頸城郡・古志郡・三島郡・蒲原郡・沼垂郡、小者老人相添、懸高メテ三百五拾貫文之帳面老冊、代銀式貫七百目に一々引渡し之極を以売渡し、代銀不残唯今請取申以実正に御座候、然上者是以後私者勿論別人堂り共、右場所江私名代を以、余商等々蔵為入込申間鋪候、為其売券証文如件

寛政四年子三月六日

海老町二丁目

金屋文三郎 印

千石町式丁目

有沢屋和兵衛殿

右帳面へ高相調理申込相違無御座候、以上

越後組年行司 文治郎 印

同 清左衛門 印

右場所帳面へ高見届申候、以上

調理役人 源右衛門 印

右調理人奥印等見届申所相違無之候、已上

町肝煎 治郎三郎 印

右之通承届候、已上

当番 町年寄 印

懸場帳について(植村)

五九

とあり、行商地域の場所を郡毎に銘記して、代金を定めた。この代金を決定するにはその貰高を当事者のみでなく組の年行司や調理役人が閲覧し町肝煎、町年寄の立会によって調査して評価されるのであった。不当な売買や買いたたきを防ぎ、適正価格で懸場が売買されるようにしてこの経営の健全な育成をはかるためのものであった。

ところでこの売買の価格は、この地方では、とくに売業商人には、どれほどの経済上の地位をしめていたであろうか、時代は下るが次の高見昌太郎の家および懸場帳の処分の状態を通じてその一端をしることができる。^③

覚

一、四十六両

家売払、五十九両之残り

一、三拾式両壹朱・百四十七文

道具売払、赤和買入

一、三百五十両

場所代金見図り、三百両之所、五十両まし売

ノ 四百廿八両一朱・百四十七文

内 八両一朱・四貫式百廿五文

頼母子寅・卯出金残り・場所役銀残り

又 廿四両二歩

卯大年払方残り高

又 三両・八メ六百六十卷文

御屋敷御扶知方・被下方・祝義・諸造用出方

又 五両

正月ノ三月中旬迄、諸雑用出、五番町ノかり

此分五番町ノ之ノ高に記す

又 五両

(和脱力)
別段泉屋忠藏ノ取替也

三月分五月三日払

又 百十兩

室徳借用元金

又 三十兩

能勘借用元金

又 九十五兩一步・三百文

五番町借用さし引元金ノ高

又 三十兩

治三郎持參金五十九兩斗持逃込三付、是二而相済

又 五十兩

荒町借用元金

又 三百五十兩三步一朱・拾式貫九百九十一文

此金壹兩三步三朱・式百八文

合 三百五十二兩三步・式百八文

指引残 六十五兩一步一朱

又 五兩

能勘

又 廿兩

沢田

又 廿兩

阿部

又 廿兩

本家

又 三十兩

本家しよぶぶん

又 百六十五兩一步一朱

沢田 藤右衛門

阿部 弥一郎

兩人預

懸場帳について(植村)

右相調理申所相違無御座、已上

安政三年辰三月

(和脱カ)

泉屋忠藏

室屋徳兵衛

のどや勘四郎

沢田藤右衛門

阿部弥一郎

高見宗兵衛

阿部長右衛門

高見昌太郎殿

懸場帳の価格は処分総金額四二八両余のうち三五〇両であつてその八割をしめ、はなはだ高率であり、それは家の売価の六倍にも達している。業者によつて懸場帳の価格がこのように高いことはこの経営の財産権の価値について、業者のあいだにおける懸場帳を基にする経営の持続性という相互保障から形成されたものであり、懸場の価値の重要性を示すものであつた。なおこのような処分を避けることを遂に不可能にした事情は何よりも多額の借入金と「持参金持逃」による。借入金は室徳からの一一〇両をはじめ元金のみで二八五両に達し、さらに加えるに、治三郎の持参金五九両持逃分を弁償したことが一層救い難い破滅に導いたのであつた。債権者である室屋、能登屋、阿部などは売業者でも大経営の業者であつて、彼らはこうして融資を行いながら次第に資本を蓄積していった。行商という経営形態では雇人の行為について、財務、労務の管理が制約され、得意先を雇人ひとりで廻り、一定の種類業をその家

庭の需要をみこして配置し、また配置した薬の消費分の代金の集金など雇人の自由裁量にまかされる部分が可成り存在するので雇人の不正あるいは怠惰を見逃す可能性がある。この経営の大規模にできない理由の一つである。

加えるにこの経営にはいまひとつの慣習が続いているのであって、集金高を低からしめている。取集金は置付薬見図の七懸内外としてそのうち現金受取はまた二割乃至三割減であるのがむしろ一般的である。たとえば年次は明確ではないが、売薬行商人の得意先に対する次の勘定書では

覚

- 一、六百廿四文 万金丹 式百
- 一、百六十四文 黒丸し 五ふく
- 一、三十式文 むにかう 二
- 一、四百五十文 そめいさん 九
- メ 壱メ式百七十文

七懸 八百九十文

内五百八十文受取申候 已上

丑六月十八日

富 山 幸 助

たばこや

源 三 郎 様

とあって置付薬見図額の半額が取集金となった。そして滞貸金の回収は次回に見込あるも貸倒金となる可能性がないわけではなかった。

懸場帳について(植村)

ところで懸場帳の価格は、売棄懸場の収益力を基礎として計算される。しかしその経営が時代により、また地域により、困難あるいは不利になったときは価値は下落する。前掲の「反魂丹に關する諸事留書」には、例えば明治三年の頃のことをあげて、物価とくに旅費、旅宿料、運賃などの販売費や売棄商品などの騰貴による経営困難な事情のもとにおけるその価値の変動についてのべる。

……売棄場所帳面は御産物專一之品に御座候、……是迄は如金石に思ひ仕来申候、然処近年打続諸色高価之時節一切引合不申哉望人無之、当時引当に而融通致兼困窮罷居申候。

売却しようとする者があっても、もはや購入希望者もなくなり、また価値が下落し、これを担保として借入をなそうとしても、融資をうけられなくなってきたことを示している。

(2) 売買の手続き上の注意

懸場を売買する際の支払金額の決定には、次の三点の手続きが注意された。

(1) 手付および後り金 嘉永二年の松屋左兵衛の肥前平戸領内懸場帳売却の場合は「……代金二百五拾兩相極め、売渡申所実正御座候、然上は唯今為手付、代金之内式拾五兩槌に受取申候」とあり、一割が手付とされた。同じころ奥井村仁左衛門の江州場所のそれでは二九五兩に対し四五兩の手附金、また弘化二年森田屋伝助の場合は三八兩三朱余の価格に対して五兩であり、また安政四年閏五月十三日の池上屋宗右衛門は柳川領の一三五兩の帳面について一〇兩を手付けとしてうけ、残り金は六月三日に受けることとした。別の例では手附金を設けなくて直ちに全額に近い金額を支払い残り金を僅小にするものもある。安政元年大和場所の売却についての米屋竹次郎の売却証文に「懸高メ二百七拾二貫七百九文、帳面一冊、代金百三拾兩に相極、当春売渡申所実正に御座候、然上は其節金子百二拾五兩二歩三朱請取申候。残り金子四兩三朱と八百三拾文只今（筆者註五月）請取申候」とする場合も少いが存在した。後り

金は一ヶ月内外に支払うのが通例であり、前記松屋庄兵衛の場合契約は三月十六日になされ、「後り金之義は四月三日切に御帳入本証文引替に請渡可申極合に御座候……」とされた。

(四) 附屬物　さらに「附物之義は、柳こおり老組、風呂敷大小、升さじ類、判木有合、旅先残り物有之儘、矢立算盤、其外有合之道具相添可申極合候^⑤」と旅先にある道具などの営業手段も含めることはしばしばみられた。

(六) 評価額と実際の集金との差についての対策　売買は評価額を基準にしてなされる。けれども評価の基準は経験による推定であり、買主が実際に行商してはじめて実証されるわけである。売買にはそれ以後の実際の集金額については相異があることも当然に考えられるが、それについては規制しない建前であり、売主はその責任をもたない。しかし担保権の設定された場合には、担保の価格と債務不履行のときに提供せしめられる懸場帳の価値を債権者に対して確実にするために担保の価格とその差額がある場合に、救済策がとられ担保価値を客観的に保証することとされたが、たとえば弘化二年の懸場帳売渡添証文に、「旅方徳居先（筆者註―得意先）にて仕切間違、上り懸等有之候は、売渡し申候文教割合を以、急度勘定相立可申候」と記して「売渡申反魂丹懸場帳面添証文之事」のなかに規定することもあった。期定日に債務履行が不可能になったとき懸場帳を債権者に引渡して占有せしめるが、その前に取揚金については次の例のように前年度のそれと比較考慮して、次年度にこれについて決算する。行商は春秋の二回が一般に多いのであって、その際の集金のなから済崩しにするように支払条件がきめられて貸借がなされるが、これが困難となる場合である。

一札之事

未正月元

一、廿七両三步・永式匁七ん七ろ

紀州表拝借金

懸場帳について（植村）

七朱半利足 場所代金、未五月元

未三月元

一、七兩式歩・永式匁四ん

(和歌山)
若山入用より不足

利足壹歩

場所代金之内三兩式歩、五月三日受取申極、都合七兩請取極

右之通借用申所実正に御座、然上は当暮半高来申暮半高、利足添に而拝借金返上可仕約定に、処、冲茂才覚相調不申返上仕兼に付、右借用金為見替、私所持場処、名前相添、午年取上ケ高凡式百貫文斗帳極、貴殿江相渡し申、然上は当年取上宜は時は午年取上ケとならしに仕、来春決算可仕、万一取上ケ落不足仕は時は当年之取上ケを以、来春決算相立可申極合に御座、過金之義は来春決算之上に而受取可申極に御座、尤他組かり金之義は私御役所様御歎申上置、間、御才許次第相心得可申、右之通り極合仕は上は、(和歌山)若山入用より并当地御役金、当年貴殿江引受御済可被成、け様相究申上は後日に至り少も御難題け間敷義無断申間敷、為其一札如件

天保五未四月廿九日

大泉屋安次郎 ㊦

布目屋伝兵衛殿

場処直段極左之通

一若山近在川上有田まで、百貫文に付金四十兩替

一熊野、百貫文に付代金三十五兩替

右之通直段取極申、已上

すなわち今年度の集金が好ましい状態になったときは担保権が設定されたときの集金額同等なものとして、次年度に決算し、また反対に集金が好ましく得られないときには、その得られた程度の集金額によって次回に決算して済崩する「極合」であった。

註① 史料集 一六〇六頁。

② 寛政四年、金屋文三郎よりの「反魂丹懸帳面売切証文」史料集 一六〇二頁。

③ 史料集 一七一三—一七一五頁。

④ 同 六一七頁。

⑤ 「反魂丹に関する諸事留書」

⑥ 嘉永二年三月松屋庄兵衛より川口屋善次郎宛の場所売却の手附証文、史料集、一六八〇頁。

⑦ 史料集 一六七七頁。

⑧ 同 一六六八頁。

⑨ 同 一七二四頁。

⑩ 同 一七〇一頁。

⑪ 同 一六八一頁。

⑫ たとえば安政二年四月米田屋和三郎の場所売却の場合。史料集 一七〇三頁。および同一七一二頁参照。

⑬ たとえば弘化二年四月、森田屋伝助より森居清右衛門宛の懸場帳面売渡添証文。史料集 一六七二頁。

四 あ と が き

以上は行商園の得意先を記帳した懸場帳のありかたについて簡単なながらその概要をのべた。定住商入の経営と異なつて旅先で不安のある行商の経営を客観化したこの帳簿は、その交換価値をもつことにおいて経営の安定性を獲得しその持続を保証するものであった。

懸場帳について(植村)